

健康保険任意継続被保険者の資格を 取得される方へ

埼玉機械工業健康保険組合

1. 健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある人が退職した場合は、任意継続被保険者の資格を取得できます。
被保険者期間は2年間です。 申請は会社を退職した翌日より起算して20日以内に行ってください。
2. 被扶養者がいる場合は、「被扶養者異動届」「被扶養者状況届」および各種証明書を添付して下さい。
3. 保険料は全額自己負担することになります。初回保険料は、申出書に添えて現金書留又は持参して下さい。
(保険料の問い合わせは業務課です。)
4. 資格取得後の保険料の納付は口座振替となり、振替日は前月の27日となります。ただし手続きが完了するまでの間は納付書により振込をしていただきます。納付書は月初めにお送りしますので、必ず10日までに最寄りの銀行窓口または当組合で納入して下さい。(5日ごろになっても、納付書が届かないときは、業務課まで連絡して下さい。)
口座振替を中止したい場合は、口座振替をする月の12日までにご連絡下さい。
5. 何らかの理由でマイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方につきましては、申請により「資格確認書」が発行されます。任意継続資格取得申出書と合わせて「資格確認書交付申請書」をご提出ください。
6. 次の場合には、資格がなくなりますので健康保険被保険者証は、すみやかに返納して下さい。
 - (1) 任意脱退したいとき
 - (2) 保険料を納付期日までに納付しないとき。(納付期日は、毎月10日までです。)
 - (3) 被保険者が死亡したとき。
 - (4) 法定期間が満了したとき。
 - (5) 就職して、健康保険、船員保険等の被保険者となったとき。
 - (6) 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。

※(1)、(3)、(5)は資格喪失申出書が必要となりますので業務課までご連絡下さい。 **電話048-643-5160**

(1)の場合、口座振替をご利用している方は、資格喪失を希望する前月10日までに手続きされることをお勧めします。(翌月分の口座振替を止めることができます)
7. 20歳以上60歳未満の方は、会社を退職した後、被保険者・被扶養者共に国民年金の第1号被保険者として加入しなければなりませんので、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で手続きをして下さい。
8. 解雇や倒産等で離職された方は、国民健康保険料(税)の方が低くなる場合がありますので、該当されると思われる方は、お住まいの市区町村役場にお問合せ下さい。

健康保険任意継続被保険者の資格を 取得された方へ

埼玉機械工業健康保険組合

1. 健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある人が退職した場合は、任意継続被保険者の資格を取得できます。
被保険者期間は2年間です。
2. 保険料は全額自己負担することになります。
3. 保険料の納付は口座振替となり、振替日は前月の27日となります。
ただし手続きが完了するまでの間は納付書により振込をしていただきます。納付書は月初めにお送りしますので、必ず10日までに最寄りの銀行窓口・銀行ATMまたは当組合で納入して下さい。
(5日ごろになっても、納付書が届かないときは、業務課まで連絡して下さい。)
口座振替を中止したい場合は、口座振替をする月の12日までにご連絡下さい。
4. 次の場合には、資格がなくなりますので健康保険被保険者証は、すみやかに返納して下さい。
 - (1) 任意脱退したいとき
 - (2) 保険料を納付期日までに納付しないとき。(納付期日は、毎月10日までです。)
 - (3) 被保険者が死亡したとき。
 - (4) 法定期間が満了したとき。
 - (5) 就職して、健康保険、船員保険等の被保険者となったとき。
 - (6) 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。

※(1)、(3)(5)は資格喪失申出書が必要となりますので業務課まで連絡して下さい。電話**048-643-5160**

(1)の場合、口座振替をご利用している方は、資格喪失を希望する前月10日までに手続きされることをお勧めします。(翌月分の口座振替を止めることができます)
5. 20歳以上60歳未満の方は、会社を退職した後、被保険者・被扶養者共に国民年金の第1号被保険者として加入しなければなりませんので、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口で手続きをして下さい。